

港湾・海岸の整備促進等に関する提言

国民生活・産業活動を支える重要な社会資本である港湾・海岸保全等の整備促進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 港湾整備事業及び海岸整備事業の促進を図るため、必要な予算を確保すること。
2. 総合的な防災・減災対策の強化・促進
 - (1) 地震、津波、高潮及び台風等の自然災害から国民の財産・生命を守り、迅速な災害復旧等を可能にするため、ハード・ソフト一体となった港湾・海岸における総合的な防災・減災対策を強化・促進すること。
 - (2) 大規模災害発生時において、国を含めた港間連携協働体制の早期確立を図ること。
 - (3) 津波などの波浪の観測体制を強化すること。
3. 我が国経済の活性化を図り、民需・雇用の創出に資するため、重要港湾及び地方港湾の物流機能の強化を図り、総合的な物流基盤施設及び幹線臨港道路の整備の推進を図ること。
4. 複合一貫輸送に対応した内貿ターミナルの整備を促進し、地球環境への負荷の低い海運へのモーダルシフト化を図ること。
5. 循環型社会の形成に資するため、リサイクルポートを活用した静脈物流システムの構築を加速すること。
6. 侵食が進んでいる海岸について、浸食対策への技術的支援を講じるとともに、離岸堤の整備など海岸浸食対策事業に対し財政措置の充実を図ること。
7. 地域の活性化に資するため、港湾・海辺の資産を活用した交流空間の整備・充実等を推進し、「みなとまち」の振興施策の推進・拡充を図ること。

また、国際クルーズネットワークに対応した旅客船専用岸壁や旅客ターミナルの

整備を図ること。

8. 港湾・海岸の整備において、自然と共生した社会の構築を図るため、自然共生型の事業を推進するとともに、海辺を活用した環境学習を推進すること。
9. 海面処分場を確保するため、廃棄物埋立護岸の整備を促進すること。
10. 老朽化した港湾施設の有効活用を図るため、維持補修に対する財政措置の充実を図ること。
11. 港湾整備における直轄事業負担金については、廃止に向けて見直しを進めること。
12. 漂着・漂流ごみ対策
 - (1) 市町村が漂着・漂流ごみの適正処理に要した経費に対し、地域の実態を踏まえ、平成 25 年度以降における新たな財政措置を講じるとともに、海岸漂着物に係る関係法令の整備を行うこと。
 - (2) 海岸漂着物処理推進法による処理責任の明確化等の趣旨に対応した措置を講じること。
 - (3) 諸外国による海洋不法投棄を防止するため、日本海沿岸諸国と不法投棄防止対策や適正処理について多国間での協議を行うこと。
13. 東日本大震災関係
 - (1) 被災を受けた港湾を早期に本格復旧させ、復旧期間中、荷役機能の低下による港湾利用荷主企業の費用負担の増加を補う新たな支援制度の創設を図ること。
 - (2) 多重防災型まちづくりに必要な湾口防波堤と防潮堤等の海岸保全施設等の可及的速やかな復旧はもとより、既存の整備計画に係る事業の早期実現を図ること。
 - (3) 産業活動の拠点となる公共ふ頭の速やかな復旧及び嵩上げと港湾物流機能向上に係る施設の早期確保を図ること。
 - (4) がれき等の災害廃棄物の輸送及び復興整備に係る建築資材の運搬等における海上輸送の利用促進を図ること。
 - (5) 国際物流ターミナルの岸壁の大水深化及び岸壁、荷役機械、野積場の一体的な耐震強化並びに早期供用開始を図ること。

(6) 背後地、漁港区も含めた一体的な施策の展開及び防災機能を有する国の港湾業務庁舎を整備すること。